

平成30年度~平成39年度



網走市水道ビジョン



平成30年3月網走市水道部

はじめに

網走市の上水道事業は、昭和29年に給水を開始して以来、水需要の増加に対応するため、6次にわたる拡張事業を経て現在の給水区域になり、普及率は94.21%(対行政区域内人口)に至っております。

また、水道の未普及地域を解消するため平成8年度から簡易水道事業を開始し、能 取地区、中央網走地区(東網走・中園・山里・昭和・稲富・豊郷)に普及を進めてま いりました。

さらに、郊外地区で飲用井戸を利用されている方々には水質検査、浄水器等の設置 補助を行い、市民の皆様全てに安全でおいしい水を供給できるよう努めています。

「網走市水道ビジョン」は、これまでの「網走市水道事業基本計画」(計画期間 平成20年度~平成29年度)の後継の役割を担うものであり、厚生労働省の「新水道ビジョン」や北海道の「北海道水道ビジョン」を基に、将来を見据え、水道の基本理念や目指すべき方向性、その実現のための方策を明示し、今後10年間に進めていく具体的な取り組みをまとめたものです。

本ビジョンでは、水道事業の施設、経営、維持管理状況において分析・評価を行い、 課題を抽出した上で将来に向けた経営目標を設定し、目標を実現するための方策を示 しました。

取り組みの推進のためには更なる努力と市民の皆様のご理解、ご協力が必要と考えておりますので、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月



绸支市長 水谷 洋一

網走市水道ビジョン

目次

第	1 草 策定にあたって1
	1.1 策定の趣旨 1
	1.2 計画の位置づけと計画期間 2
	1.2.1 計画の位置づけ 2
	1.2.2 計画期間 2
第	2 章 網走市水道事業等の概要 3
	2.1 網走市の概要
	2.2 網走市水道事業等の概要 4
	2.2.1 水道事業等の沿革 4
	2.2.2 水道事業等の施設概要 6
	2.3 水需要の動向
第	3 章 網走市水道事業等の現況と課題13
	3.1 安全 13
	3.1.1 水源・導水施設
	3.1.2 水質 14
	3.1.3 送・配水施設15
	3.1.4 給水装置 16
	3.2 強靭 18
	3.2.1 災害対策 18
	3.3 持続 21
	3.3.1 施設の更新 21
	3.3.2 施設の運転及び維持管理22
	3.3.3 お客様サービス 24
	3.3.4 経営・運営状況

第	4 章 基本理念	28
	4.1 基本理念	28
	4.2 基本目標及び方針	29
第	5 章 実現方策	31
	5.1 ~安全~いつ飲んでも安全でおいしい水道	31
	5.1.1 水源の保全	31
	5.1.2 水質管理の徹底	32
	5.1.3 配水圧の適正化	32
	5.2 ~強靭~いつでも供給できる災害に強い水道	34
	5.2.1 施設の耐震化	34
	5.2.2 漏水・災害対策の整備と強化	34
	5.3 ~持続~いつまでも利用できる水道	36
	5.3.1 老朽施設の更新	36
	5.3.2 住民ニーズの把握と対応	37
	5.3.3 経営計画の見直し	37
	5.3.4 水道技術の向上と継承	38
	5.3.5 環境に配慮した取組	38
第	6 章 進行管理体制	40
資料	料編	41
	1 指標の解説	41
	2 用語集	42

第1章 策定にあたって

1.1 策定の趣旨

水道は市民生活や都市活動を支える重要な社会基盤施設であることから、網 走市では積極的に水道事業を推進し、常に事業の効率化を図りつつ、安全で良 質な水を供給しています。

しかしながら、水道事業をとりまく環境は、給水人口の減少、水道水の安全 性に関する関心の高まり、水道水質基準の強化等大きく変化しています。

また、多くの老朽化施設の更新が控えていることから、財政運営は一段と厳しさを増しています。

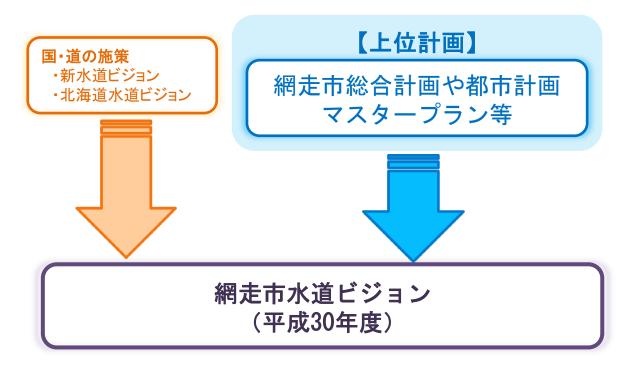
このような中、平成25年3月に策定された厚生労働省の「新水道ビジョン」により、「安全」「強靱」「持続」の3つのテーマに沿って、今後の水道事業のあるべき姿が示されました。

安全で安心な水道水を将来にわたり安定して供給するためには、計画的な事業実施と水道事業経営の健全性の確保が必要となっていることから、今後の方向性を示す指針として「網走市水道ビジョン」を策定しました。

1.2 計画の位置づけと計画期間

1.2.1 計画の位置づけ

本ビジョンは、厚生労働省の「新水道ビジョン」や北海道の「北海道水道ビジョン」を踏まえ、「網走市総合計画」や「都市計画マスタープラン」等、各種関連計画との整合を図りながら水道事業の現状と課題を明確にし、平成39年度までの10年間の経営や基本的な考え方など、水道事業の長期的な方向性を示すものです。



1.2.2 計画期間

本ビジョンの計画期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とします。